

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準(案)」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」  
に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

3月18日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

## 記

**1. 総論**

- ・ 本公開草案は、平成21年1月に公表された「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に寄せられたコメント及び国際的な動向を踏まえて、現時点で見直し可能な部分を最大限取り入れようとするものであり、基本的な方向性については賛成する。
- ・ 特に、現行の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の遅延認識によるオフバランス処理は、年金資産の積立不足が反映されず、財務諸表の有用性を歪めることになっており、当該未認識項目の即時認識によるオンバランス処理は妥当なものとする。
- ・ また、今後議論されるステップ2の内容については、わが国での国際会計基準(IFRS)導入を視野に入れれば、極力IFRSとの基準差を作らないようにするのが望ましいと考えられる為、国際会計審議会(IASB)の動向を注視しつつ、日本から主体的な意見発信が出来るよう取り進めて頂きたい。
- ・ なお、今後の検討状況を可能な限り前広に開示頂くようご配慮頂きたいとともに、事務的な負担についてもできる限りご配慮頂きたい。

**2. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法**

- ・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部で認識する場合、企業によっては会社法上の配当可能利益の算出に大きな影響を与えることが予想される。従って、会社法上の配当可能利益の考え方との調整を事前に図った上で議論を進めて頂きたい。

**3. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法****退職給付見込額の期間帰属方法**

- ・ 給付算定式に従う方法を選択した場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が、初期より著しく高い水準となるとときには、当該期間の給付額が定額で生じるとみなして補正した給付

算定式を使うとされている(基準案第 19 項)。その一方で、著しく高い水準と言えるのはどのような場合かについてのより具体的な考え方は、国際的な会計基準との整合性に問題が生ずるとの理由で示されていない(適用指針案第 76 項)。しかしながら、改正後基準に基づいた実務対応に混乱を招いたり、あるいは企業毎の個々の事情に基づく判断結果が比較可能性を損ねたりすることを防ぐ為にも、適用指針の中に、何らかのガイドライン、乃至数値基準を明示することをご検討頂きたい。

- ・ 給付算定式に従う方法を選択した場合、年金数理人との協議を含めて実務対応に負荷がかかることが予想されるため、実務処理に定着が図れるよう十分な準備期間を考慮して頂きたい。

### 割引率

- ・ 割引率について、「給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる」(適用指針案第 24 項)とされているが、詳細が書かれておらず解釈が困難であるため、具体的に記載して頂きたい。また、この改正により割引計算の手続きが煩雑化し、過度な実務負担とならないようご配慮願いたい。

## 4. 開示

- ・ 基準案第 30 項、及び適用指針案第 52 から第 63 項にかけて退職給付に係る注記項目が列挙されているが、実務上の負荷軽減に配慮し、極力簡素化することを許容するようご検討願いたい。特に、年金資産の内訳としての、株式・債券などの種類ごとの割合・金額の開示(第 59 項(1))については、重要性を勘案するとともに、内訳の過度な細分化により財務諸表作成者に過度の負荷がかからないよう配慮願いたい。また、IFRS では現在開示が要求されていない将来の給付額見込みに係る開示については、是非見直して頂きたい。
- ・ 適用指針に、簡便法を採用している場合の注記(適用指針案第 63 項)および開示例(開示例 2)が記載されているが、第 63 項(4)「…内訳に合算することができる」、及び同項(5)「…内訳に追加することができる」の部分が一目見てわかりにくいいため、もう少し表現方法を工夫頂きたい。

## 5. 期待運用収益

- ・ 期待運用収益の取扱いについては、本公開草案(ステップ 1)で取上げられている論点とされているが、本公開草案で提案されている「合理的に期待される計算上の収益」は、IASB のプロジェクトでの最新提案内容と異なっている。退職給付会計は適用が非常に難しい会計基準であり、連・単で異なる計算方法を採用しなければならない場合、実務に多大な負担が発生することが想定される。従い、期待運用収益の取扱いについては、今後 IASB の方針が確定した際には、数理計算上の差異の取扱いの論点と併せ、コンバージェンスに向けた検討をお願いしたい。

## 6. 小規模企業等における簡便法

- ・ 小規模な企業における簡便法が引き続き選択適用できる点に賛成する。退職給付債務の算定には多大なコストが発生するため、費用対効果の観点から当該制度を当面維持すべきであると考える。

以上